

〈石綿排出等作業の完了の報告〉

石綿排出等作業に係る届出をした発注者(自主施工者)は、当該石綿排出等作業の完了日から起算して30日以内に市長へ報告しなければなりません。 【県条例第52条の6】

報告事項

様式:石綿排出等作業完了報告書(第20号様式)

(添付書類)

- ・石綿濃度等測定結果
 - ・作業における点検等の記録
 - ・作業内容がわかる写真等
 - ・廃石綿等の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し
- ※報告期限までに用意できない場合は、後日、ご提出ください。
- ・作業計画に変更があった場合は、その内容がわかる資料